

東御市国民保護計画

東 御 市

平成31年3月改定

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
1	地形	7
2	気候	8
3	人口分布	8
4	道路の位置等	8
5	鉄道の位置等	8
6	その他	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態	10
2	緊急対処事態	14
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	15
第1	市における組織・体制の整備	15
1	市の各部課局における平素の業務	15
2	市職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	19
3	近接市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	20

5	ボランティア団体等に対する支援	2 1
第 3	通信の確保	2 1
1	非常通信体制の整備	2 1
2	非常通信体制の確保	2 1
第 4	情報収集・提供等の体制整備	2 1
1	基本的考え方	2 1
2	警報等の伝達に必要な準備	2 2
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 3
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 4
第 5	研修及び訓練	2 5
1	研修	2 6
2	訓練	2 6
第 2 章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	2 8
1	避難に関する基本的事項	2 8
2	避難実施要領のパターンの作成	2 9
3	救援に関する基本的事項	2 9
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2 9
5	避難施設の指定への協力	3 0
6	生活関連等施設の把握等	3 0
第 3 章	物資及び資材の備蓄、整備	3 1
1	市における備蓄	3 1
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 1
第 4 章	国民保護に関する啓発	3 2
1	国民保護措置に関する啓発	3 2
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	3 2
第 3 編	武力攻撃事態等への対処	3 3
第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 3
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	3 3
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3 5
第 2 章	市対策本部の設置等	3 6
1	市対策本部の設置	3 6
2	通信の確保	4 0
第 3 章	関係機関相互の連携	4 1
1	国・県の対策本部との連携	4 1
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 1
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	4 1
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 2
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 2
6	市の行う応援等	4 3

7	ボランティア団体等に対する支援等	4 3
8	住民への協力要請	4 4
第4章	警報及び避難の指示等	4 5
第1	警報の伝達等	4 5
1	警報の内容の伝達等	4 5
2	警報の内容の伝達の方法	4 6
3	緊急通報の伝達及び通知	4 7
第2	避難住民の誘導等	4 7
1	避難の指示の通知・伝達	4 7
2	避難実施要領の策定	4 8
3	避難住民の誘導	5 0
4	想定される避難の形態と市による誘導	5 3
第5章	救援	5 6
1	救援の実施	5 6
2	関係機関との連携	5 6
3	救援の内容	5 7
第6章	安否情報の収集・提供	5 8
1	安否情報の収集	5 8
2	県に対する報告	5 9
3	安否情報の照会に対する回答	5 9
4	日本赤十字社に対する協力	6 0
第7章	武力攻撃災害への対処	6 1
第1	武力攻撃災害への対処	6 1
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 1
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 1
第2	応急措置等	6 1
1	退避の指示	6 2
2	警戒区域の設定	6 3
3	応急公用負担等	6 4
4	消防に関する措置等	6 4
第3	生活関連等施設における災害への対処等	6 5
1	生活関連等施設の安全確保	6 6
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	6 6
第4	NBC攻撃による災害への対処等	6 7
第8章	被災情報の収集及び報告	7 0
第9章	保健衛生の確保その他の措置	7 1
1	保健衛生の確保	7 1
2	廃棄物の処理	7 1
第10章	国民生活の安定に関する措置	7 3
1	生活関連物資等の価格安定	7 3

2 避難住民等の生活安定等	7 3
3 生活基盤等の確保	7 3
第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	7 4
第 4 編 復旧等	7 6
第 1 章 応急の復旧	7 6
1 基本的考え方	7 6
2 公共的施設の応急の復旧	7 6
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	7 7
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	7 8
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	7 8
2 損失補償及び損害補償	7 8
3 総合調整及び指示に係る損失の補填	7 8
第 5 編 緊急対処事態への対処	7 9
1 緊急対処事態	7 9
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	7 9
用語解説	8 0
資料編	8 7
資料 1 東御市国民保護協議会条例	8 8
資料 2 東御市国民保護協議会委員	8 9
資料 3 東御市国民保護対策本部及び東御市緊急対処事態対策本部条例	9 0
資料 4 東御市国民保護災害対策本部組織・分掌事務	9 1
資料 5 東御市国民保護対策本部長の補佐機能の編成	9 2
資料 6 関係機関	9 7
資料 7 東御市国民保護計画に係る避難実施要領作成マニュアル	1 0 8

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、東御市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処

用語解説

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

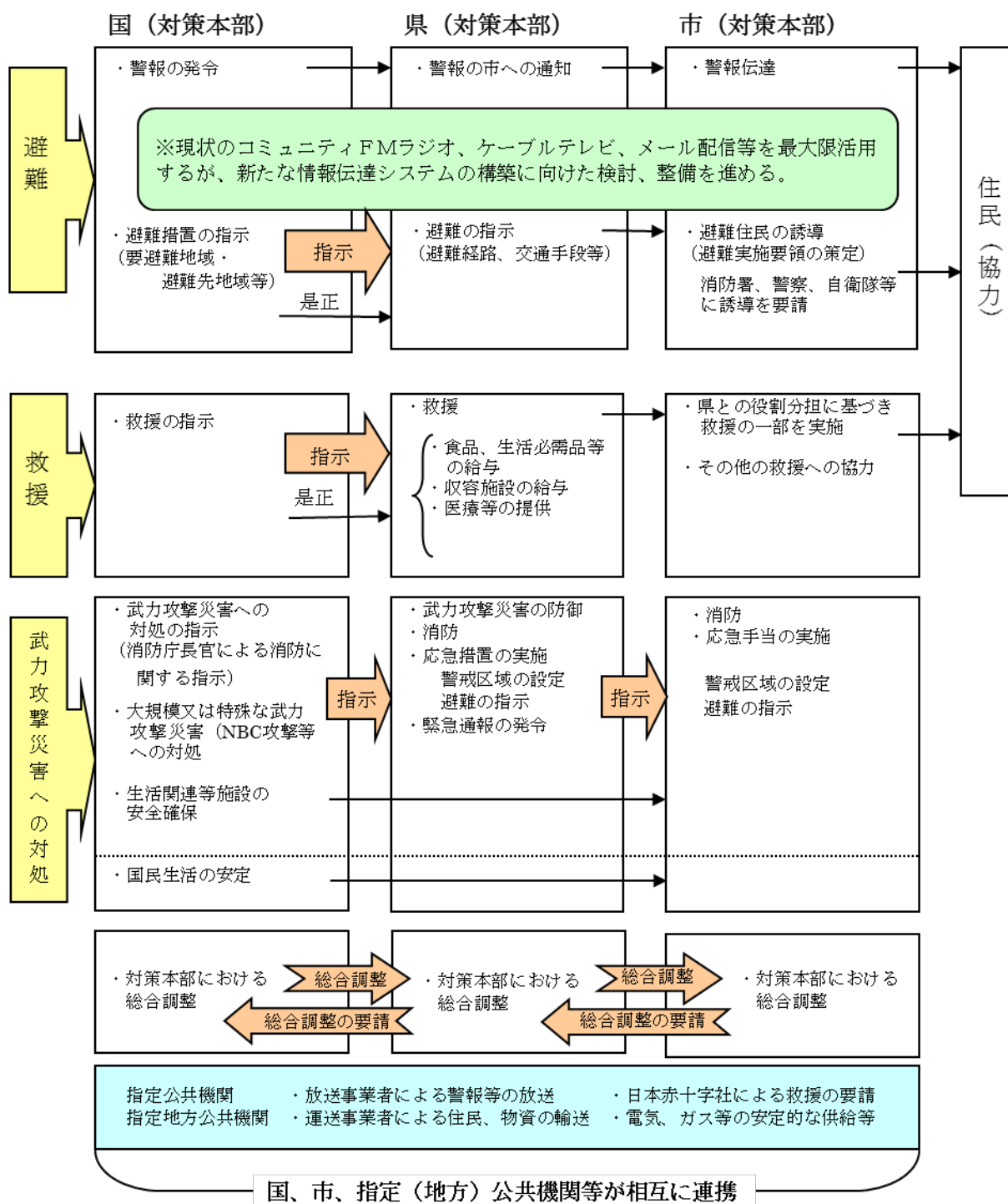
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

国民の保護に関する仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東御市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○県の事務（長野県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
長野県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、水の安定的な供給その他国民生活に安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

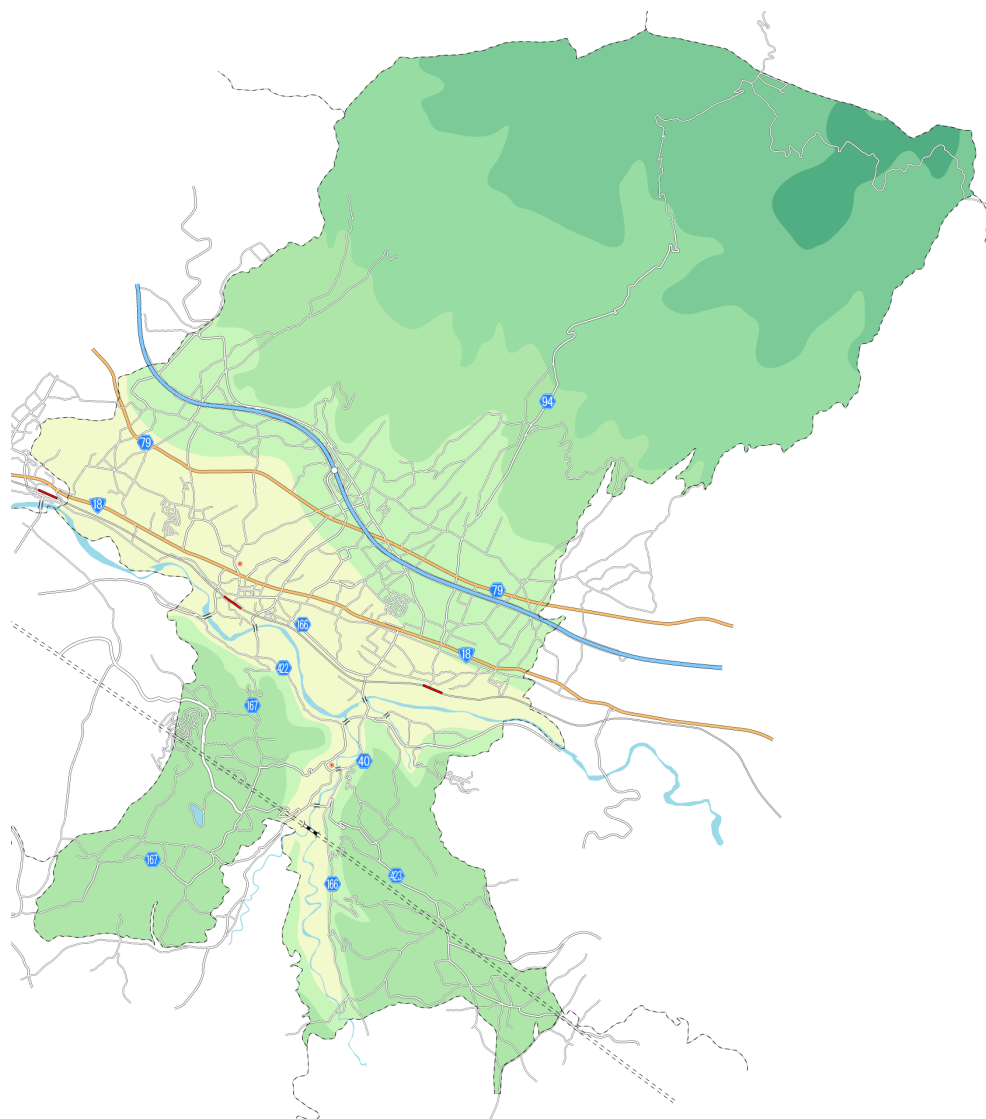
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市まで約 45 k m の距離にあり、首都東京より約 150 k m の圏域にある。北は群馬県嬭恋村に、西は上田市に、南は佐久市、立科町に、東は小諸市に囲まれている。

上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山を背に緩やかに南面傾斜が開け、市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過し、南には御牧原台地、八重原台地の広がる東西 14.7 k m、南北 16.5 k m、面積 112.37 k m² の地形を有している。

東御市の地形



2 気候

市においては、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候である。季節感のある豊かな自然や山並みの眺望に優れ暮らしやすい地域で、年間降水量が、900 mm前後と全国でもまれな寡雨地帯である。

3 人口分布

市は広域利用圏の中央にあって、上田、小諸両市間に位置することから千曲川沿岸工業地帯の中核都市であるが平成19年以降人口は減少傾向にある。平成30年10月1日現在の住民基本台帳人口は30,261人で、男性14,945人、女性15,316人である。

人口密度は1 km²あたり270人であるが、山林が市の総面積の46.0%を占めており、部分的には人口集中地区を形成している。

4 道路の位置等

市内には、東西方向に小諸市と上田市に繋がる国道18号線と主要地方道・小諸上田線（浅間サンライン）、市内から北部に延びて群馬県嬬恋村に至る主要地方道東御嬬恋線、市内から南部に延びて諏訪市に至る主要地方道諏訪白樺湖小諸線、上信越道東部・湯の丸インターチェンジから南西方面に延びて上田市に繋がる主要地方道・丸子東部インター線、市内から北西方向に延びて上田市に繋がる主要地方道・真田東部線、といった主要幹線道路が通っている。

5 鉄道の位置等

鉄道は、東西方向に上信越新幹線が通過しているとともに、しなの鉄道が東西方面に延びており、軽井沢方面、長野方面とをそれぞれ連絡している。

6 その他

・水力発電施設の現況

水系	所名	所在地	計画洪水量 (m ³ /S)	流域面積 (Km)	最大出力 (Kw)	水路距離 (Km)
信濃川	塩沢第1	新張 758-1	19.4	10.2	360	1.14
信濃川	塩沢第2	新張 1262-2	33.0	12.0	410	0.2

水系	所名	所在地	型式	最大出力 (Kw)	運転開始
千曲川	東京電力島川原発電所	島川原 109	水路式	16,300	昭和5年11月

・変電所の現況

所名	所在地	許可容量 (MVA)
加沢	加沢 486-1	20

・ガス事業の現況

事業主体	所在地	供給地域	供給状況その他
長野都市ガス株式会社	長野市鶴賀 1017	東御市	家庭用 2,252 戸 商業用 11 件 工業用 4 件 その他 6 件
帝国石油株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷 1-31-10	ガスパイプライン	市内総延長 16.5 k m

・危険物製造所、火薬庫の現況

企業名	所在地	火薬庫所在地	種類	最大貯蔵量
武舎煙火工業（株）	和 2939	和 2942	煙火火薬庫 1 棟	2,000 k g

・高圧ガス施設

種別	事業所名	住所
L P ガス	（株）サイサン	滋野乙 1624
一般	宮原酸素（株）	本海野 1708

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃型の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態^(注)として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特徴及び留意点
ア 着上陸侵攻	【特徴】 (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。又、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 (イ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。尚、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 (ウ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等と考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【留意点】 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
イ ゲリラや特殊部隊による攻撃	【特徴】 (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためにあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその行動を察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。

(注) 武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

	(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大する恐れがある。又、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティーボム」という。）が使用された場合がある。 【留意点】 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれのある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 又、事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
ウ 弾道ミサイル攻撃	【特徴】 (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標特定することはきわめて困難である。さらに、きわめて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 (イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【留意点】 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
エ 航空攻撃	【特徴】 (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 (イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

	(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 【留意点】 ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・ 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
--	---

(2) NBC攻撃の対応

NBC攻撃	NBC攻撃に対する対応については以下のとおりである。 【特徴】 1 核兵器等 (ア) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 (イ) 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (ウ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 (エ) 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 (オ) 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのあ
-------	---

	る水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 (カ) 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 (キ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 (ク) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。 2 生物兵器 (ア) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 (イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 (ウ) 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。 3 化学兵器 (ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 (イ) 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 (ウ) 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。
--	--

2 緊急処理事態

緊急処理事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課局における平素の業務

市の各部課局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部課局における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部	・ 国民保護に関する総合調整に関すること ・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 国民保護計画の見直し・変更に関すること ・ 初動体制に関すること ・ 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市町村との連携体制の整備に関すること ・ 危機情報等の収集、分析に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 自治会等の住民協力要請に関すること ・ 市庁舎における警戒等の予防対策に関すること ・ 車両の調達に関すること ・ 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること ・ その他各部課局に属さない武力攻撃事態に関する整備
企画振興部	・ 非常通信体制の整備に関すること ・ 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係わる整備に関すること ・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること ・ 国民保護に関する広報に関すること ・ 報道機関との連絡に関すること ・ 体育施設・文化施設の警戒等の予防に関すること ・ その他全各号に掲げるもののほか、企画振興に特化した事項に関すること
市民生活部	・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること ・ 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること

	・避難所との連絡・調整に関する事 ・廃棄物の処理に関する事 ・その他全各号に掲げるもののほか、市民生活に特化した事項に関する事
健康福祉部	・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・医療及び防疫に関する事 ・乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の救援、安全確保及び支援に関する事 ・遺体の検索及びこれに必要な措置に関する事 ・義捐金品の受領及び配分に関する事 ・ボランティアの登録、受け入れに関する事 ・その他前各号に掲げるもののほか、保健衛生、環境衛生、救援及び保護に特化した事項に関する事
産業経済部	・中小企業及び農業等の対策に関する事 ・その他前各号に掲げるもののほか、産業経済に特化した事項に関する事
都市整備部	・道路、河川及び橋梁の保全に関する事 ・水防に関する事 ・がれき及び倒壊家屋に関する事 ・応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事 ・水道施設の警戒等の予防対策に関する事 ・下水道施設の警戒等の予防措置に関する事 ・応急給水に関する事 ・その他全各号に掲げるもののほか、都市整備に特化した事項に関する事
教育委員会	・教育関連施設の警戒等の予防に関する事 ・公民館施設の警戒等の予防に関する事 ・被災児童及び生徒の学用品の提供に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・その他前各号に掲げるもののほか、教育委員会に特化した事項に関する事
会計課	・現金及び物品の出納及び保管に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当責任者として、国民保護担当部長の総務部長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東御消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①総務部総務課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室（仮称）体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じその都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		①
	全庁的に対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、国民保護担当課職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係わる手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、市災害対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

救済に係る手続きは、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する所管が行う。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※ 枠内の「法」とは、国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日

時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 事業所等との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携を図られるよう配慮する。また、県と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、県国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施する

ための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備・備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）
	・関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の画像を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
運用面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、コミュニティFMラジオ、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などコミュニティFMラジオ等による伝達以外の効果的方法も検討するものとする。

(2) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を含む通信手段の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

震度情報ネットワーク、Lアラート（災害時共有システム）、その他の災害情報を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係る緊急警報サイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

また、市は各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、県と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に

関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷又は疾病の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族、同居者への回答の希望⑬ 知人への回答希望⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意2 死亡した住民
（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体の安置されている場所 |
|---|

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 東御市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、

町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（１）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市（町村）対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、市策本部におけるモニターにディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長、消防団本部の連絡先）
- 要配慮者の避難支援プラン

（２）隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、都道府県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者・障がい者・乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、市の行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、県と協議し、その役割を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人員、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材については、県及び関係機関の整備状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民が取るべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）に基づき、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

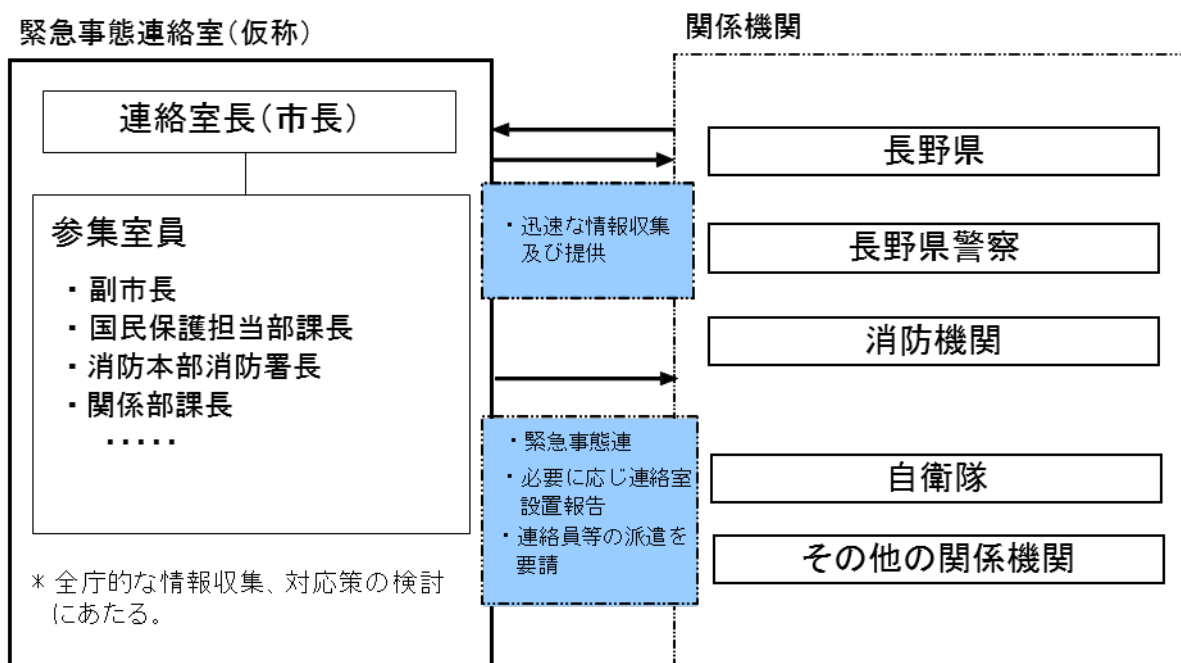
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性を踏まえ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動体制

（1）緊急事態連絡室（仮称）等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察及び消防に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室（仮称）」を設置する。「緊急事態連絡室（仮称）」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】



- ※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。
- 消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室（仮称）」は、上田警察署、東御消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

（２）初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室（仮称）」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

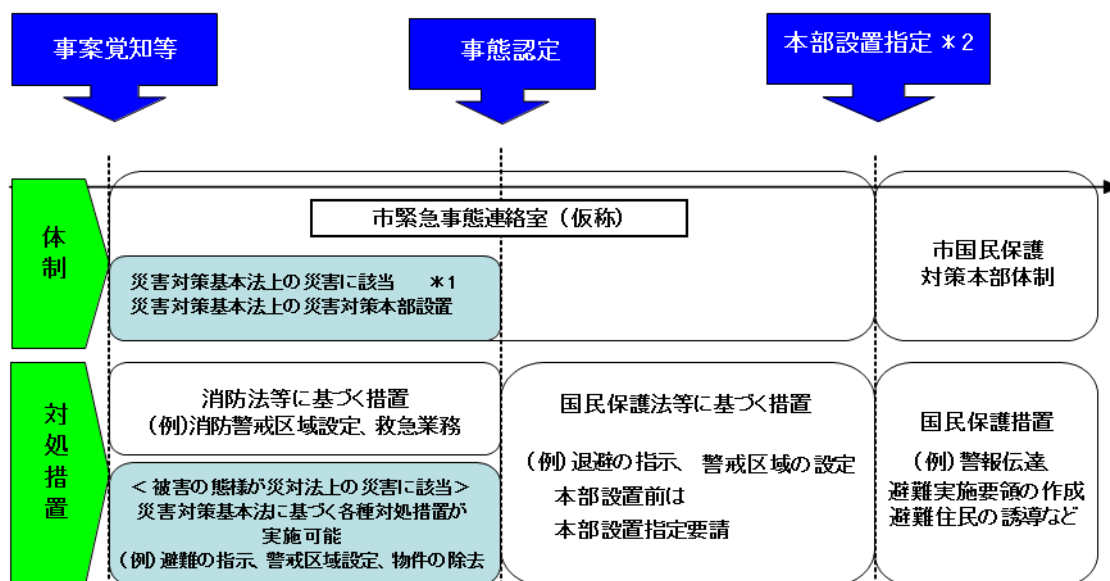
（３）関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

（４）対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室（仮称）」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室（仮称）」は廃止する。

なおその際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

※2 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務部総務課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務庁消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室（仮称）を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するように連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、本庁舎2階全員協議会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市勤労者会館に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、予備施設は事態の状況に応じ、市長の判断によって設置される。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は資料編のとおりとする。

【市対策本部長の補佐機能の編成】

※「資料編 資料5 東御市国民保護対策本部長の補佐機能の編成」参照

【市の各部課局における武力攻撃事態における業務】

※「第2編 第1章 第1 1市の各部課局における平素の業務」参照

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制の例】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

④ 関係する報道機関への情報提供

【関係機関一覧】

※ 「資料編 資料6 関係機関」参照

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【参加機関の例】

県、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】

- ・被災状況や各機関の活動状況把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

市は、すでに県または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報の共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶

等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のため

に緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、（１）の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

（１）他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

（２）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

（１）自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

（２）ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

（３）民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

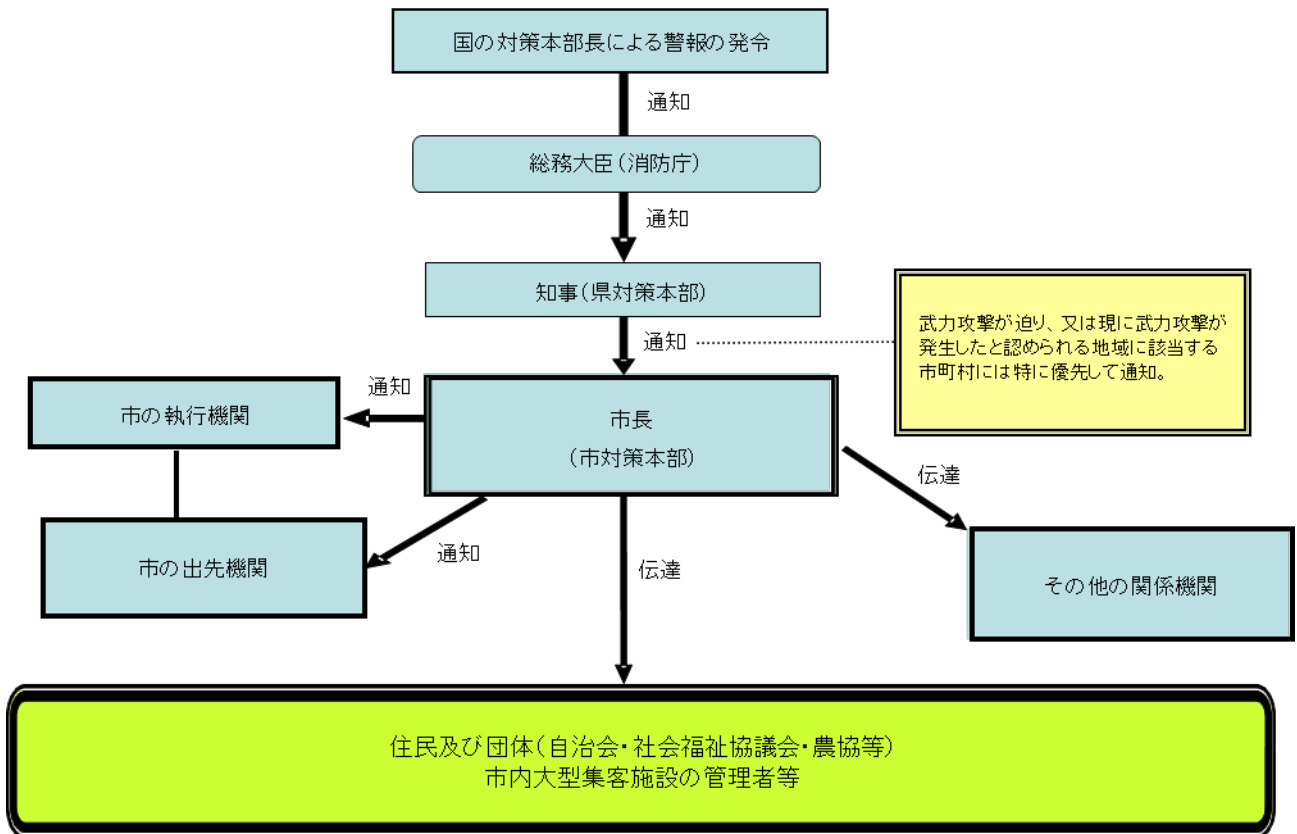
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、県と協力して、市内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
 - ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tomi.nagano.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市 (町村) 長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、コミュニティFMラジオ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、メール配信及び広報車により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、コミュニティFMラジオ、ケーブルテレビ、メール配信、広報車、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの他の手段による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

（２）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、上田広域消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

（３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（４）警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しないこととする。

３ 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２ 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。
--

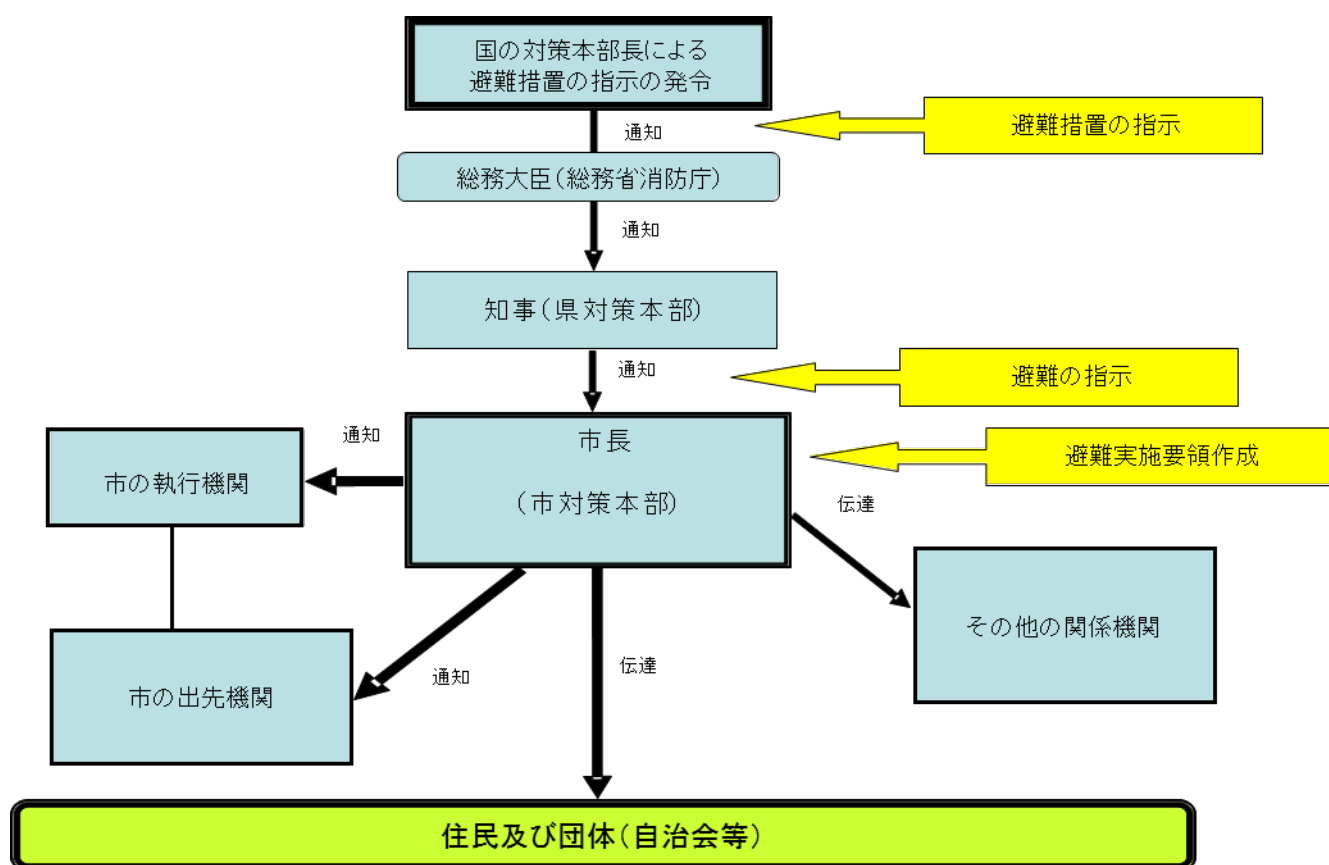
１ 避難の指示の通知・伝達

① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、県、県警察、東御消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（３）避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長に

による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

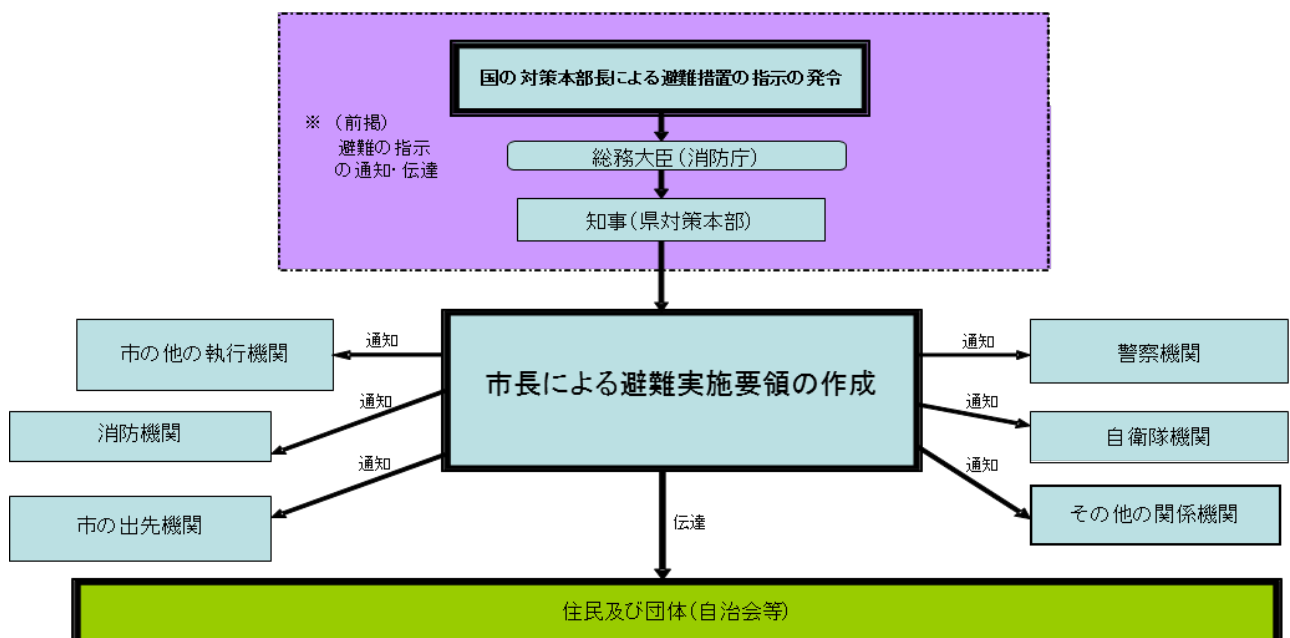
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、上田警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに東御消防署長及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、上田警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

- ② 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と市による誘導

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

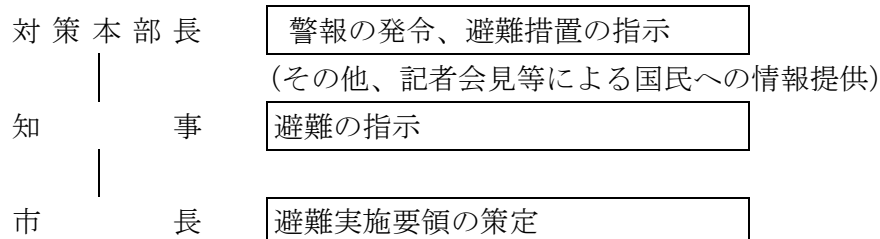
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に住民を屋内に避難させることが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

（２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要

- ② 状況により、待避の指示、警戒区域の設定時宜に応じた措置が不可欠

- ③ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることが必要。

- ④ その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要。

- ⑤ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

（３）着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

（４）NBC攻撃の場合

市長は、避難誘導するものに防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、市長は、国の対策本部長及び知事において通知される攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

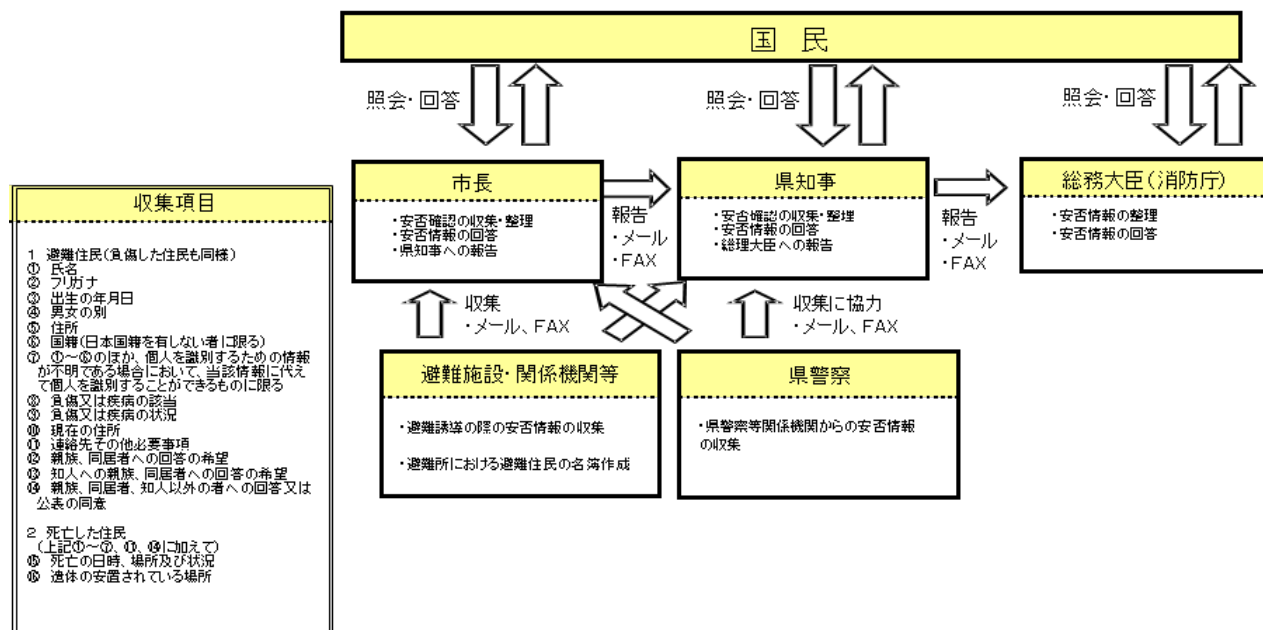
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。（変更有り）



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要

な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防署職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防署職員または警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 待避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があるときと認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 特に、ゲリラあそうや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、県知事による避難の指示を待つかとまがない場合も想定されることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に待避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

〇〇地区△△区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

○ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

※【屋内退避の指示（一例）】

〇〇地区△△区の住民については、外での移動に危険が生じるため、最寄りの堅牢な建物や地下街など屋内に一時待避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、メール配信、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び医療機関、保健所等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、消防機関及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市が被災していない場合、市長が知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとお

り定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

東御消防署は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、上田広域消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、

- 消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	遺体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄

5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条の基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては東御消防署、県警察等との連絡を密にするとともに、特に東御消防署は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（1）特殊標章等

① 特殊標章

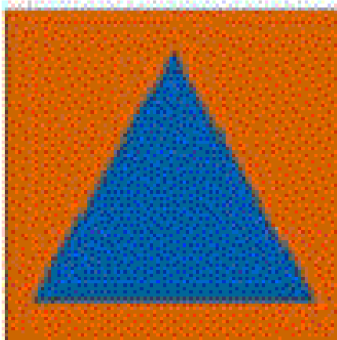
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付する者及び受領者の名前を記載するための空白）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名 Name:		
生年月日 Date of birth:		
この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as		
交付者の年月日 Date of issue:	交付者の署名 Signature of issuing authority:	
有効期限の満了日 Date of expiry:		

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

裏面

身長 Height:	髪の色 Hair:	顔の色 Skin:
その他の特徴又は情報 (Other distinguishing marks or information):		
写真 (Photo)		
所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)		
印鑑 Stamp	所持者の署名 Signature of holder	

（身分証明書のひな型）

（２）特殊標章等の交付及び管理

市長は、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 3 0 号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

（３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係わる損失補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用語解説

あ行

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● N B C 攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● N B C 災害（エヌ・ビー・シー災害）

N B C 攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のこと。

● E m - N e t（エムネット）

緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報を L G W A N（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉通報システム。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

● 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急処理事態対策本部

緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。

● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※事態対処法

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものといわれており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 →● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

● J-ALERT（ジェイアラート）

全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

＜主な内容＞

戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

＜主な内容＞

捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

＜主な内容＞

非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

た行

● 対策本部長

事態対処法第10条に定める「事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」

の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵略国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

は行

● 非常通信協議会

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。

● 避難行動要支援者

要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合はこれに該当すると考えられる。

● 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の現地機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。

一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

や行

● 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

資 料 編

東御市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定により、東御市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成16年東御市条例第45号)の一部を次のように改正する。

東御市国民保護協議会委員

根拠法令（※）	役職名
第 40 条第 4 項第 1 号 指定地方行政機関	上田警察署長
第 40 条第 4 項第 3 号 県職員	上田地域振興局長
	上田建設事務所長
	上田保健福祉事務所長
第 40 条第 4 項第 4 号 副市長	副市長
第 40 条第 4 項第 5 号 教育長、消防吏員	教育長
	東御消防署長
第 40 条第 4 項第 6 号 市職員	総務部長
	企画振興部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	産業建設部長
	都市整備部長
	教育次長
	議会事務局長
	市民病院院長
第 40 条第 4 項第 7 号 指定公共機関	しなの鉄道上田駅長
	上小トラック協会長
	長野都市ガス（株） 東信支店長
	東日本高速道路（株） 佐久管理事務所長
	中部電力（株） 上田営業所
	東日本電信電話（株） 長野支店設備部災害対策室長
	東御郵便局長
第 40 条第 4 項第 8 号 学識経験者	東御市議会 議長
	東御市議会 総務産業委員長
	東御市消防団長
	東御市消防委員長
	東御市建設業協会長
	東御市社会福祉協議会理事
	東御市赤十字奉仕団委員長

※ 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律

東御市国民保護対策本部及び東御市緊急処理事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定により、東御市国民保護対策本部及び東御市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 東御市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、東御市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

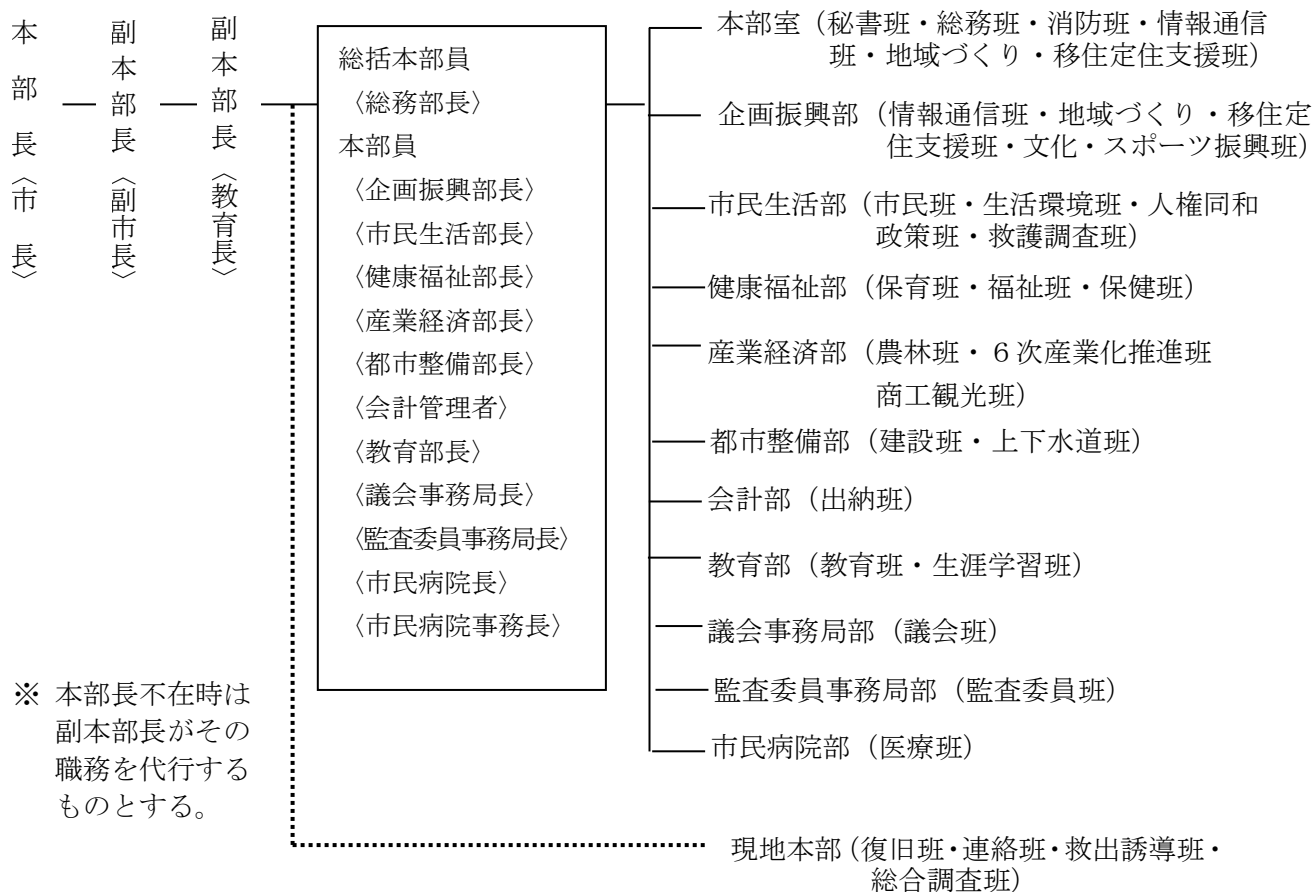
第7条 第2条から前条までの規定は、東御市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東御市国民保護災害対策本部組織・分掌事務

[東御市国民保護災害対策本部組織編成図]



《状況により災害現地に設置する》

協力機関

東御市災害対策本部規定第9条に規定する関係機関

東御市国民保護対策本部長の補佐機能の編成（東御市国民保護災害対策本部の事務分掌）

役 名	役職名
本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長

室・部 名	班長名	班 名		分掌事務
本部員となる 部長職等	班長となる 課長職	班員となる係長 職	班員とな る職員	
各部班共通				1 本部室との連絡調整及び本部室、他 部への支援に関すること。 2 部内の連絡調整及び協力に関する こと。 3 所管する施設の利用者の保護、避難 誘導及び安否確認に関すること。 4 所管する施設、機器の被害調査及び 応急対策に関すること。 5 指定緊急避難場所等（所管する施 設）の開設・管理に関すること。
●本部室 総務部長 （総括本部員）	●秘書班 秘書課長	秘書係長	同左係員	1 渉外に関すること。
	●総務班 総務課長	総務係長 財政係長 契約財産係長 防災係長	同左係員	1 本部の運営、総合企画、連絡調整に 関すること。 2 関係機関、団体等に対する協力及び 応援要請に関すること。 3 職員の動員及び応援・派遣職員等の 動員に関すること。 4 自衛隊の派遣要請及び救援活動の 受け入れに関すること。 5 応急対策物品、救助物資及び食糧等 の調達に関すること。 6 車両の借用等総合的な緊急車両に 関すること。 7 市有財産の被災状況の取りまとめ 及び保全に関すること。 8 防災行政無線の総括に関すること。 9 避難勧告及び指示に関すること。 10 消防、防災組織との連絡調整、防災 活動に関すること。 11 各班の調整及び分掌事務に規定が ない事案の差配に関すること。

	●消防班 消防課長	消防団係長 消防施設係長	同左係員	1 総務班の分掌事務に関すること。
●企画振興部 企画振興部長	●情報通信班 企画振興課長	企画政策係長 財政係長 広報統計係長	同左係員	1 災害情報の入手、各部の被害状況の 取りまとめ及び県、関係機関への報告 に関すること。 2 とうみケーブルテレビ、メール配 信、防災ラジオ等通信機器の総括に関 すること。
	●地域づくり 移住定住支 援班 地域づくり・ 移住定住支援 室長	地域づくり・移住 定住支援係長	同左係員	3 市民への災害広報に関すること。 4 被害者情報に関すること。 5 公益事業（電話・鉄道・ガス・電気 等）の災害情報の収集に関すること。 6 道路及び交通の災害情報の収集に 関すること。 7 災害経費の予算措置に関すること。
	●文化・スポ ーツ振興班 文化・スポー ツ振興室長	文化・スポーツ振 興係長	同左係員	
●市民生活部 市民生活部長	●市民班 市民課長	支所市民係長 市民係長 国保年金係長	同左係員	1 人の被害調査に関すること。 2 外国人の避難誘導に関すること。 3 避難所の環境の保持に関すること。 4 死体の処理、埋火葬に関すること。 5 逃走動物及び被災動物に関するこ と。 6 処分地の確保に関すること。
	●生活環境班 生活環境課長	生活安全係長 環境対策係長 クリーンリサイ クル係長	同左係員	
	●人権同和政策班 人権同和政策課長	人権同和政策係長 男女共同参画係長	同左係員	
	●救護調査班 税務課長	住民税係長 資産税係長 収税管理係長	同左係員	1 家屋の被害調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 応急対策物品、救助物資及び食糧 等の供給に関すること。

●健康福祉部 健康福祉部長	●保育班 子育て支援課長	子育て支援係長 保育係長 各保育園長	同左係員	1 炊き出し等による食品の給与に関する こと。
	●福祉班 福祉課長	福祉推進係長 福祉援護係長 高齢者係長 地域包括支援係長	同左係員	1 社会福祉協議会、民間協力団体等との 連絡調整に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与に関すること。 3 災害義援金、見舞金に関すること。 4 要支援者の誘導、収容に関するこ と。 5 福祉施設の被害調査及び応急対策 に関すること。
	●保健班 健康保健課長	保健係長 健康増進係長	同左係員	1 保健衛生全般に関すること。 2 負傷者の収容及び救護等に関する こと。 3 防疫及び感染に関すること。 4 食品衛生に関すること。
●産業経済部 産業経済部長	●農林班 農林課長	農政係長 担い手支援係長 耕地林務係長 農業委員会事務局次長	同左係員	1 災害情報の収集、整理、伝達に関す ること。 2 所管事務に関する外部機関への報 告に関すること。 3 農林業関係の被害調査、応急対策及 び復旧に関すること。 4 畜産衛生に関すること。
	●6次産業 化推進班 6次産業化 推進室長			1 農林班の事務分掌に関すること。
	●商工観光班 商工観光課長	商工労政係長 観光係長	同左係員	1 商工業、交通関係の被害調査及び応 急対策に関すること。 2 観光客の安全確保に関すること。 3 観光施設の被害調査及び応急対策 に関すること。

●都市整備部 都市整備部長	●建設班 建設課長	管理係長 住宅係長 都市計画係長 土木係長	同左係員	1 道路、ダム、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2 道路の交通規制、迂回道路に関する事 3 市営住宅の復旧に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 都市施設の復旧に関する事 6 災害応急資材、機械の調達、確保に関する事
	●上下水道班 上下水道課長	業務係長 水道係長 下水道係長	同左係員	1 飲料水の確保に関する事 2 上下水道施設の被害対策、緊急措置及び復旧に関する事 3 配水施設の貯水量計測及び保安検査に関する事
●会計部 会計管理者	●出納班 会計課長	出納係長	同左係員	1 災害経費に関する事
●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 青少年教育係長 人権同和教育係長 文化財係長	同左係員	1 応急の教育に関する事 2 被害児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の被害対策に関する事
	●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民館係長 図書館係長	同左係員	1 り災者の誘導及び収容に関する事 2 文化財の被害調査及び応急対策に関する事
●議会事務局 議会事務局長	●議会班 議会事務局次長	庶務係長	同左係員	1 議員への情報伝達に関する事 2 監査委員への情報伝達に関する事
●監査委員事務局 監査委員事務局長	●監査委員班 監査委員事務局次長		同左係員	
●市民病院部 市民病院長 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長	庶務係長 医事係長 健康管理科係長	同左係員	1 負傷者の医療に関する事 2 医薬品に関する事

	技術部長 看護部長	診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長		
--	--------------	--	--	--

現地災害対策本部長 副市長 消防団長 副本部長 消防副団長 状況により災害現場に設置する	復旧班 連絡班 救助誘導班 総合調査班 班長 各分団長 副班長 各副分団長 （分団で班編成する）	1 復旧に関すること。 2 通信途絶時に本部との連絡に関すること。 3 避難命令時の救出誘導に関すること。 4 全域の被害調査に関すること。
---	--	---

※各班が事務を推進する場合、他の班との関連する事項のあるときは、それぞれが協議して実施する。

資料 6 関係機関

1 指定行政機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障、危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 2-4-12	03-3581-3464	03-3581-3468	100-8968
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-1513	03-3581-3907	100-8970
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-9151	03-3507-9275	100-8974
国家公安委員会	警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744	100-8974
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744	100-8974
防衛省	運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111(代)	03-5225-3022	162-8801
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3506-6433	03-3506-6011	100-8967
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5089	03-5253-5093	100-8926
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543	100-8974
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728	100-8977
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605	100-8977
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8059	03-5501-8057	100-8919
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163	100-8940
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401	100-8940
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内 2-5-1	03-6734-2290	03-6734-3690	100-8959
文化庁	担当部署は文部科学省と同様	東京都千代田区丸の内 2-5-1	03-6734-2290	03-6734-3690	100-8959
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172	03-3503-0183	100-8916
農林水産省	総合食料局食料企画課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-7942	03-3591-1648	100-8950
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3501-3884	03-3591-1648	100-8950
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3501-3884	03-3591-1648	100-8950
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327	03-3580-6327	100-8901
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669	03-3580-8426	100-8931
中小企業庁	長官官房官房参事官室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1768	03-3501-6801	100-8912
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8888	03-5253-8891	100-8918
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1	029-864-6900	029-864-1807	305-0811
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1563	100-8918
気象庁	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3211-3014	03-3201-0682	100-8122
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9822	03-3580-8778	100-8989
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3580-1373	03-3580-2517	100-8975
原子力規制委員会		東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号	03-3581-3352		106-8450

2 指定地方行政機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000 (内 5515)	048-600-6000(内 5519)	330-9726
関東管区警察局 長野県情報通信 部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-233- 0110(内 6666)	026-235-3016	380-8510
北関東防衛局	企画部地方調整課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1800(内 2705)	048-600-1832	330-9721
信越総合通信局	総務課	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-9962	026-234-9969	380-8795
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-1279	048-600-1247	330-9716
関東財務局長野 財務事務所	総務課	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-5123	026-234-5120	380-0846
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階	048-740-0711	048-601-1325	330-9713
長野労働局	総務課	長野市中御所 1 丁目 22-1	026-223-0550	026-223-0587	380-8572
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0017	048-600-0602	330-9722
関東農政局長野 農政事務所	農政推進課	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	026-233-2500	026-233-1588	380-0846
中部森林管理局	企画調整室	長野市栗田 715-5	026-236-2516	026-236-2657	380-8575
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0213	048-601-1310	330-9715
関東東北産業保 安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0432	048-601-1279	330-9715
中部近畿産業保 安監督部	管理課	愛知県名古屋市中区三の丸二丁 目 5 番 2 号中部経済産業局総合庁 舎 1 回	052-951-0558	052-951-9803	460-8510
関東地方整備局	企画部防災課調整第一係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333	048-600-1376	330-9724
関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7008	026-264-7041	380-0902

関東地方整備局 長野営繕事務所	総務課	長野市早苗町 50-3	026-235-3481	026-235-8713	380-0812
北陸地方整備局	企画部防災課	新潟県新潟市白山浦 1 丁目 425 番地 2	025-266-1171	025-233-3358	950-8131
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	調査課	長野市鶴賀字峯村 74	026-227-9434	026-227-7682	380-0903
北陸地方整備局 松本砂防事務所	調査課	松本市元町 1-8-28	0263-33-1115	0263-35-6919	390-0803
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理係	大町市平ナロフ大クボ 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512	398-0001
中部地方整備局	企画部防災課計画係	愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号名古屋合同庁舎 2 号館	052-953-8357	052-953-8362	460-8514
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所	調査課	駒ヶ根市上穂南 7 番 10 号	0265-81-6415	0265-81-6421	399-4114
中部地方整備局 三峰川総合開発工事事務所	調査設計課	伊那市長谷溝口 1527	0265-98-2923	0265-98-2369	396-0402
中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第一課	飯田市東栄町 3350	0265-53-7205	0265-53-7212	395-0024
天竜川ダム統合 管理事務所	管理課	上伊那郡中川村大字大草 6884-19	0265-88-3743	0265-88-3697	399-3801
北陸信越運輸局	総務部総務課安全防災・危機管理係	新潟県新潟市中央区万代 2 丁目 2 番 1 号	025-244-6111	025-249-1805	950-8537
北陸信越運輸局 長野運輸支局	総務企画部門	長野市西和田 1-35-4	026-243-4603	026-244-1462	381-8503
東京航空局	総務部航空保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9316	03-3288-8915	
東京航空局東京 空港事務所	総務部総務課	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5756-1510	03-5756-1521	144-0041
東京航空局松本 空港出張所		松本市空港東 8928	0263-50-3111	0263-58-3177	390-1132
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12	04-2992-1181(代 表)	04-2992-1925	359-0042
東京管区气象台	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-3848	03-3212-3390	100-0004
長野地方气象台	防災業務課	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773	026-235-5718	380-0801
中部地方環境事 務所	総務課	名古屋市中区錦 3-4-6 桜どおり大 津第一生命ビル 4 階	052-955-2130	052-951-8889	460-0003
中部地方環境事 務所長野自然環 境事務所	総務課	長野市旭町 1108 長野第一合同庁 舎	026-231-6570	026-235-1226	380-0846

中部地方環境事務所松本自然環境事務所		松本市安曇 124-7	0263-94-2024	0263-94-2651	390-1501
--------------------	--	-------------	--------------	--------------	----------

3 指定公共機関等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
日本郵便(株)	総務部危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-2	03-3504-9945		100-8798
信越支社	郵便局本部企画部企画担当	長野市栗田 801	026-231-2239	026-231-2227	380-8797
東御郵便局	総務部	東御市田中 103-6	0268-62-0042	0268-64-3048	389-0516
東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号	03-5334-1311	03-5334-1358	151-8578
東京圏運行本部	総務部総務課	東京都北区東田端 2-2-68	03-3240-5574		114-8550
長野支社	総務部総務課	長野市栗田源田窪 992-6	026-224-5300	026-224-4076	380-0921
高崎支社	総務部総務課	群馬県高崎市栄町 6-26	027-328-7528	027-320-7115	370-8543
東海旅客鉄道(株)	総務部総務課(企画)	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4JR セントラルタワーズ	052-564-2619	052-587-1395	450-6090
飯田支店		飯田市上飯田 5356	0265-22-7082	0265-21-1006	395-0000
西日本旅客鉄道(株)	総務部リスク管理室	大阪府大阪市北区芝田 2 丁目 4 番 24 号	06-6375-2119	06-6375-8931	530-8341
金沢支社	総務企画課	石川県金沢市高柳町 9-1-1	076-253-5204	076-253-5207	920-0005
日本貨物鉄道(株)	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号	03-3239-9126	03-3239-9103	102-0072
関東支社長野営業支店	企画係	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230	026-266-7231	380-0921
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進部サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2	03-5359-4830	03-5333-1245	163-8019
長野支店	設備部災害対策室	長野市新田町 1137-5	026-225-2882	026-291-8859	380-8519
日本銀行	決済機構局業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1	03-3277-3546	03-3548-2317	103-0021
松本支店	総務課	松本市丸の内 3-1	0263-34-3500	0263-37-0040	390-0873
長野事務所		長野市中御所 178-8	026-227-1296	026-223-0128	380-0936
中日本高速道路(株)	保全・サービス事業本部企画統括チーム	愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル	052-222-3532	052-222-3739	460-0003
飯田管理事務所	工務課	飯田市北方 856-1	0265-25-7288	0265-25-7873	395-0151
八王子支社		東京都八王子市宇津木町 231	0426-91-1171	0426-91-8398	192-8648
松本管理事務所	工務課	松本市島立 1347	0263-47-7515	0263-47-5835	390-0852
東日本高速道路(株) 関東支社		埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング	048-631-0001	048-631-0002	330-0854

佐久管理事務所	工務課	佐久市岩村田 116	0267-68-8861	0267-68-8862	385-0022
長野管理事務所	工務課	長野市松代町東寺尾 1195-2	026-278-7701	026-278-7729	381-1225
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門 1-1-3	03-3437-7084	03-3435-8509	105-8521
長野県支部	事業推進課	長野市南県町 1074 番地	026-226-2073	026-223-4181	380-0836
独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所	管理課	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25	0561-39-5460	0561-39-5464	470-0151
日本放送協会	報道局	東京都渋谷区神南 2-2-1	03-5455-3409	03-3465-1936	150-8001
長野放送局	報道担当	長野市稲葉 210-2	026-291-5216	026-225-8040	380-8502
松本支局	報道	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700	0263-36-7857	390-8502
日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 4 号	03-6251-1430	03-6251-6688	101-0021
長野支店	安全衛生課	長野市北石堂町 1374 番地 1	026-227-4140	026-227-4158	380-0826
中部電力株式会社	総務部総務グループ	愛知県名古屋市中区東新町 1	052-951-8211	052-973-3155	461-0006
長野支店	総務部総務課	長野市柳町 18	026-232-9060	026-235-4598	380-0805
上田営業所	総務グループ	上田市中央 1-7-29	0268-23-8200	0268-27-8546	386-8705
東京電力株式会社	総務部防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3	03-4216-1111	03-4216-2539	100-0011
松本電力所	総務グループ	松本市中央 4-1-17	0263-33-0220	0263-34-3610	390-0811
関西電力株式会社	総務室庶務グループ	大阪府大阪市北区中之島 3-6-16	06-6441-8821	06-6441-9865	530-8270
東海支社	総務・広報グループ	愛知県名古屋市中区泉 2-27-14	052-931-1521	052-932-7406	461-8540
東北電力株式会社	総 務 部 (総務)	宮城県仙台市青葉区本町 1-7-1	022-799-6071	022-227-8197	980-8550
新潟支店	企画管理部門企画・総務グループ	新潟県新潟市中央区上大川前通 5 番町 84	025-223-3151	025-222-6447	951-8633
大阪瓦斯株式会社	中央保安指令部	大阪府大阪市中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号	06-6202-0722	06-6205-4626	541-0046
東邦瓦斯株式会社	総務部総務グループ	愛知県名古屋市中区熱田区桜田町 19-18	052-872-9325	052-882-1307	456-8511
(株)エヌ・ティ・ティ・コム	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 番 1 号 山王パークタワー35 階	03-5156-1729	03-5156-0265	100-6150
長野支店	ネットワーク部ネットワーク管理担当	長野市上千歳町 1112-1	026-291-7202	026-224-5496	380-8536
KDDI(株)	運+B104:B120 用本部運用管理部長野テクニカルセンター	安曇野市豊科 5126	0263-73-6077	0263-73-6078	399-8205

4 自衛隊等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
陸上自衛隊東部 方面総監部	総務部	東京都練馬区大泉学園町	048-460-1711	048-460-1711	178-8501
陸上自衛隊第 12 旅団司令部	第 3 部	群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011	0279-54-2011	370-3594
陸上自衛隊第 13 普通化連隊	第 3 科	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	0263-26-2766	390-8508
自衛隊長野地方 協力本部	総務課	長野市旭町 1108	026-233-2108	026-233-2109	380-0846
海上自衛隊横須 賀地方総監部	防衛部	神奈川県横須賀市西逸見 1 丁目 無番地	046-822-3522	046-823-1009	238-0046

5 指定地方公共機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
帝国石油株式会 社	パイプライン室	新潟県柏崎市大久保 1-6-2	0257-24-8687	0257-24-2145	945-0851
帝石パイプライン 株式会社	技術部輸送管理第一課	新潟県柏崎市大久保 1-6-2	0257-24-8687	0257-24-2145	945-0851
松本ガス株式会 社	総務部	松本市渚 2-7-9	0263-25-6060	0263-27-0171	390-8711
上田ガス株式会 社	工務部業務保安課	上田市天神 4-29-3	0268-22-0454	0268-24-7261	386-0025
長野都市ガス株 式会社	技術部供給・保安企画グループ	長野市鶴賀 1017	026-268-0616	026-268-0533	380-0813
東信支店		佐久市岩村田 1718-3	0267-68-5252	0267-68-5214	385-0022
一般社団法人長 野県LPガス協会		長野市中御所 1-16-13 天馬ビル 4 階	026-229-8734	026-229-8735	380-0935
長野電鉄株式会 社	鉄道事業部運輸課	須坂市宗石町 1217- 3	026-248-6000	026-248-6111	382-0076
アルピコ交通株式 会社	勤労部	松本市井川城 2 丁目 1 番 1 号	0263-28-4728	0263-26-1144	390-8518
上田電鉄株式会 社	運輸部	上田市下之郷 498	0268-39-7117	0268-38-7951	386-1211
しなの鉄道株式 会社	総務課	上田市常田 1-3-39	0268-21-4700	0268-21-4703	386-0018
千曲バス株式会 社	総務部	佐久市野沢 20	0267-62-0081	0267-62-8300	385-0053
草軽交通株式会 社	総務部	北佐久郡軽井沢町軽井沢東 8-1	0267-42-2041	0267-45-3041	389-0100
公益社団法人長 野県バス協会		長野市中御所鶴田 560-4	026-226-3288	026-226-3654	380-0936

公益社団法人長野県トラック協会		長野市南長池 710-3	026-254-5151	026-254-5155	381-8556
公益社団法人上小トラック協会		上田市殿城 581-6	0268-27-1316	0268-27-1824	386-0004
信越放送株式会社	総務局	長野市問御所町 1200	026-237-0500	026-237-0610	380-8521
株式会社長野放送	総務局	長野市岡田町 131-7	026-227-5697	026-224-0740	380-0936
株式会社テレビ信州	報道部	長野市若里 1-1-1	026-291-6605	026-228-5415	380-8555
	本 社	松本市丸の内 4-18	0263-36-2002		390-0873
長野朝日放送株式会社	総務局	長野市栗田 989-11	026-223-3531	026-223-1030	380-0921
長野エフエム放送株式会社	放送部	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4410	0263-35-4222	390-8520
株式会社エフエムとうみ		東御市田中 202	0268-63-1003	0268-63-1103	389-0516
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニケーション	総務経理部	長野市南県町 657 信毎長野本社ビル	026-233-3600	026-233-3015	380-0836
エルシーブイ株式会社	総務課	諏訪市四賀 821 番地	0266-53-3833	0266-58-2836	392-8609
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	総務部	松本市里山辺 3044-1	0263-35-1008	0263-36-4001	390-0221
株式会社上田ケーブルビジョン		上田市中央六丁目 12 番 6 号	0268-23-1600	0268-25-3243	386-0012
須高ケーブルテレビ株式会社		須坂市大字須坂 1295 番地 1	026-246-1222	026-246-1683	382-0077
長野県情報ネットワーク協会		長野市南長野北石堂 1177-3JA ビル内	026-236-2028	026-223-0171	380-0826
一般社団法人長野県医師会	地域医療課	長野市大字三輪 1316 番地 9	026-219-3600	026-235-6120	380-8571
一般社団法人長野県歯科医師会	総務課	長野市稲葉 2141	026-222-8020	026-222-3060	380-8583
一般社団法人長野県薬剤師会	総務課	松本市旭 2-10-15	0263-34-5511	0263-34-0075	390-0802
長野県土地改良事業団体連合会	総務企画課	長野市県町 452-1	026-233-4281(内線 104)	026-238-0497	380-0838
一般社団法人長野県建設業協会	総務部	長野市南長野南石堂町 1230-6	026-228-7200	026-224-3061	380-0824
公益社団法人長野県看護協会		松本市旭 2 丁目 11 番 34 号	0263-35-0421	0263-34-0311	390-0802

6 警察

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
長野県警察本部	通信指令室(総合当直)	長野市大字南長野字幅下 692	026-233-0110		380-8510
長野県警察本部	警備第二課災害対策室	〃	026-233-0111	026-237-3472	380-8510
長野中央警察署	警備第一課	長野市三輪 1-6-15	026-244-0110	026-263-0110	380-0803
飯山警察署	警備課	飯山市南町 6-1	0269-62-0110	0269-62-6110	389-2254
中野警察署	警備課	中野市中央 3-5-7	0269-26-0110	0269-23-0110	383-0022
須坂警察署	警備課	須坂市大字須坂 1725-1	026-246-0110	026-245-0110	382-0073
長野南警察署	警備課	長野市篠ノ井小森 551	026-292-0110	026-292-7110	388-8003
千曲警察署	警備課	千曲市大字栗佐 1548-1	026-272-0110	026-274-0110	387-0006
上田警察署	警備課	上田市天神 3-15-74	0268-22-0110	0268-25-9110	386-8511
東御市警部交番		東御市常田 712-8	0268-62-0104		389-0515
大日向警察官駐在所		東御市大日向 353	0268-67-2031		389-0404
八重原警察官駐在所		東御市八重原 2916-7	0268-67-3399		389-0406
小諸警察署	警備課	小諸市八幡町 3-3-9	0267-22-0110	0267-25-0110	384-0016
佐久警察署	警備課	佐久市岩村田 1156-2	0267-68-0110	0267-68-9110	385-0022
軽井沢警察署	警備課	北佐久郡軽井沢町軽井沢 1323-485	0267-42-0110	0267-42-6110	389-0102
茅野警察署	警備課	茅野市本町西 9-39	0266-82-0110	0266-82-4110	391-0003
諏訪警察署	警備課	諏訪市湖岸通り 1-13-32	0266-57-0110	0266-53-0110	392-0027
岡谷警察署	警備課	岡谷市神明町 3-14-31	0266-23-0110	0266-22-0110	394-0004
伊那警察署	警備課	伊那市中央 4680	0265-72-0110	0265-72-4935	396-0015
駒ヶ根警察署	警備課	駒ヶ根市上穂南 8-1	0265-83-0110	0265-82-6471	399-4114
飯田警察署	警備課	飯田市小伝馬町 1-3541-2	0265-22-0110	0265-53-0110	395-0013
阿南警察署	警備課	下伊那郡泰阜村 8447-3	0260-25-0110	0260-25-0110	399-1801
木曽警察署	警備課	木曽町新開 2324-1	0264-22-0110	0264-22-3110	397-0002
塩尻警察署	警備課	塩尻市大字宗賀 73-305	0263-54-0110	0263-53-5110	399-6461
松本警察署	警備第一課	松本市渚 3-11-8	0263-25-0110	0263-25-0110	390-0841
安曇野警察署	警備課	安曇野市豊科 5704-2	0263-72-0110	0263-73-6110	399-8205
大町警察署	警備課	大町市大字大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110	398-0002

7 県

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
長野県庁		長野市大字南長野幅下 692-2	026-232-0111		380-8570
危機管理部	消防課		026-235-7407	026-233-4332	
	危機管理防災課		026-235-7184	026-233-4332	

企画振興部	総合政策課		026-235-7013	026-235-7471	
	情報政策課		026-235-7136	026-235-0517	
	広報県民課		026-235-7110	026-235-7026	
	交通政策課		026-235-7015	026-235-7396	
	市町村課		026-235-7063	026-232-2557	
	地域振興課		026-235-7023	026-235-7397	
総務部	秘書課		026-232-2002	026-235-6232	
	財政課		026-235-7039	026-235-7475	
	総務事務課		026-235-7135	026-235-7082	
県民文化部	文化政策課		026-235-7281	026-235-7284	
	人権・男女共同参画課		026-235-7106	026-235-7389	
	国際課		026-235-7173	026-232-1644	
健康福祉部	健康福祉政策課		026-235-7091	026-235-7485	
	医療推進課		026-235-7145	026-223-7106	
	地域福祉課		026-235-7114	026-235-7172	
	保健・疾病対策課		026-235-7141	026-235-7170	
	障がい者支援課		026-235-7103	026-234-2369	
環境部	環境政策課		026-235-7171	026-235-7491	
	水大気環境課		026-235-7321	026-235-7366	
産業労働部	産業政策課		026-235-7191	026-235-7496	
農政部	農業政策課		026-235-7211	026-235-7393	
	農業技術課		026-235-7220	026-235-8392	
林務部	森林政策課		026-235-7262	026-234-0330	
建設部	建設政策課		026-235-7291	026-235-7482	
	技術管理室		026-235-7294	026-235-7482	
	道路管理課		026-235-7301	026-235-7369	
	道路建設課		026-235-7318	026-235-7391	
	河川課		026-235-7308	026-225-7069	
	砂防課		026-235-7315	026-233-4029	
	公営住宅室		026-235-7337	026-235-7486	
	施設課		026-235-7342	026-235-7477	
会計局	会計課		026-235-7351	026-235-7368	
企業局	電気事業課		026-235-7375	026-235-7388	
	水道事業課		026-235-7381	026-235-7388	
上田地域振興局		上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260	0268-25-7115	386-8555
	総務管理課		0268-25-7111	0268-25-7115	
	企画振興課		0268-25-7112	0268-25-7115	
	環境課		0268-25-7134	0268-25-7167	

	農政課		0268-25-7125	0268-27-2136	
	農地整備課		0268-25-7128	0268-25-7132	
	林務課		0268-25-7137	0268-27-2245	
	商工観光課		0268-25-7140	0268-24-0331	
上田保健福祉事務所		上田市材木町 1-2-6	0268-25-7148	0268-23-1973	386-0014
上田建設事務所		上田市材木町 1-2-6			386-0014
	総務課		0268-25-7161	0268-25-7163	
	維持管理課		0268-25-7164	0268-24-9996	
	整備課		0268-25-7165	0268-23-0550	
	用地課		0268-25-7172	0268-23-0550	
	建築課		0268-25-7142	0268-28-5566	

8 市町村

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
長野市	危機管理防災課	長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-5006	026-224-5109	380-8512
松本市	危機管理室	松本市深志 3-10-1	0263-33-1191	0263-33-1011	390-0815
上田市	危機管理防災課	上田市大手 1-11-16	0268-23-5332(直)	0268-25-4100	386-8601
岡谷市	危機管理室	岡谷市幸町 8-1	0266-23-4811	0266-24-0689	394-8510
飯田市	危機管理室	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511	0265-24-9316	395-8501
諏訪市	危機管理室	諏訪市高島 1-22-30	0266-52-4141	0266-57-0660	392-8511
須坂市	総務課	須坂市大字須坂 1528-1	026-248-9000	026-246-0750	382-8511
小諸市	総務課	小諸市相生町 3-3-3	0267-22-1700	0267-23-8766	384-8501
伊那市	危機管理課	伊那市伊那部 3050	0265-78-4111	0265-74-1250	396-8617
駒ヶ根市	総務課	駒ヶ根市赤須町 20-1	0265-83-2111	0265-83-4348	399-4192
中野市	危機管理課	中野市三好町 1-3-19	0269-22-2111	0269-26-0349	383-8614
大町市	消防防災課	大町市大町 3887	0261-22-0420	0261-23-4304	398-8601
飯山市	危機管理防災課	飯山市大字飯山 1110-1	0269-62-3111	0269-62-5990	389-2292
茅野市	防災対策課	茅野市塚原 2-6-1	0266-72-2101	0266-72-9040	391-8501
塩尻市	消防防災課	塩尻市大門 7-3-3	0263-52-0280	0263-54-5549	399-0786
佐久市	庶務課	佐久市中込 3056	0267-62-2111	0267-63-1680	385-8501
千曲市	危機管理防災課	千曲市大字杭瀬下 84	026-273-1111	026-273-1004	387-8511
安曇野市	危機管理課	安曇野市堀金鳥川 2750-1	0263-72-6769	0263-72-6739	399-8211

南佐久郡

小海町	町民課	小海町大字豊里57-1	0267-92-2525	0267-92-4335	384-1192
佐久穂町	総務課	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2525	0267-86-4935	384-0697
川上村	総務課	川上村大字大深山525	0267-97-2121	0267-97-2125	384-1405
南牧村	総務課	南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211	0267-96-2158	384-1302

南相木村	総務課	南相木村3525－1	0267-78－2121	0267-78-2139	384-1211
北相木村	総務企画課	北相木村2744	0267-77－2111	0267-77-2879	384-1201

北佐久郡

軽井沢町	消防課	軽井沢町大字長倉 1706-8	0267-45－8171	0267-45-2077	389-0111
御代田町	総務課	御代田町大字御代田 2464-2	0267-32－3111	0267-32-3929	389-0292
立科町	総務課	立科町大字芦田 2532	0267-56－2311	0267-56-2310	384-2305

小県郡

長和町	総務課	長和町長久保 525-1	0268-68－3111	0268-68-4011	386-0602
青木村	総務企画課	青木村大字田沢 111	0268-49－0111	0268-49-3670	386-1601

埴科郡

坂城町	住民環境課	坂城町大字坂城 10050	0268-82－3111	0268-82-8307	389-0692
-----	-------	---------------	--------------	--------------	----------

9 消防機関等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	郵便番号
長野市消防局	警防課	長野市鶴賀 1730-2	026-227-8002	026-226-8461	380-0901
松本広域消防局	警防課	松本市渚 1 丁目 7 番 12 号	0263-25-0119	0263-25-3987	390-0841
上田地域広域連 合消防本部	警防課	上田市大手 2 丁目 7 番 16 号	0268-26-0119	0268-23-6901	386-0024
東御消防署		東御市県 268-1	0268-62-0119	0268-63-6119	389-0517
諏訪広域消防本 部	総務課警防係	岡谷市幸町 8 番 1 号	0266-21-1190	0266-21-2119	394-0029
佐久広域連合消 防本部	警防課	佐久市中込 3047-1	0267-62-0119	0267-62-7745	385-0051
飯田広域消防本 部	警防課	飯田市東栄町 3345	0265-23-0119	0265-23-6007	395-8533
上伊那広域消防 本部	警防課	伊那市荒井 4606-1	0265-72-0119	0265-72-0712	396-0025
岳南広域消防本 部	警防課	中野市江部 1324 番地 2	0269-23-0119	0269-22-5991	383-0045
須坂市消防本部	警防課	須坂市小山 1306	026-245-0119	026-248-4460	382-0094
千曲坂城消防本 部	警防課	千曲市磯部 1221	026-276-0119	026-276-9119	389-0806
北アルプス広域 消防本部	警防課	大町市大町 4724-1	0261-22-0735	0261-21-3310	398-0002
伊南行政組合消 防本部	警防課	駒ヶ根市飯坂 1 丁目 12 番 7 号	0265-81-0119	0265-83-5240	399-4102
木曽広域消防本 部	警防課	木曽郡木曽町福島 3737	0264-24-3119	0264-24-2929	397-0001
岳北消防本部	消防課警防係	飯山市大字木島 357-6	0269-62-0119	0269-62-3347	389-2234
長野県消防協会	事務局	長野市南長野幅下 692-2 長野県庁東庁舎2階	026-232-5319	026-232-5319	380-8570

東御市国民保護計画に係る避難実施要領作成マニュアル
(避難実施要領のパターン)

目 次

I 避難実施要領作成マニュアルの位置づけ	110
II 避難実施要領作成の策定について	110
1 避難実施要領とは	110
2 避難実施要領のパターンとは	110
3 避難実施要領の策定	110
4 避難実施要領策定の際の考慮事項	111
5 様式例	111
III 避難実施要領のパターンについて	111
1 想定する事態の検討	111
2 事態の特徴	111
3 東御市における事態別避難実施要領のパターン	112
パターン①-1 弾道ミサイル攻撃の場合（屋内避難）	114
パターン①-2 弾道ミサイル攻撃の場合（市域内及び市域外避難）	116
パターン②-1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（屋内避難）	121
パターン②-2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（市町村域内避難）	123
パターン③ NBC攻撃の場合（市町村域外避難）	128

I 避難実施要領作成マニュアルの位置づけ

国民保護法第61条によれば、市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示や通知を受けた場合、県警察、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならない。

また、国民の保護に関する基本指針では、市はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとしている。

II 避難実施要領作成の策定について

1 避難実施要領とは

避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため策定するものであり、避難実施要領に定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係機関の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

2 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的余裕がなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項に決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速な避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかなりの時間を要することになってしまう。

そのため国民の保護に関する基本指針では、市町村は、関係機関(教育委員会などの当該市町村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成するよう努めるものとされている。

3 避難実施要領の策定

① 市は、避難指示を受けた場合には、東御市国民保護計画第3編第4章第2節「2避難実施要領の策定」に基づき、このマニュアルに掲載しているパターン等を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

② 避難の指示の内容が修正された場合または自体の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

③ 避難実施要領に定める事項(国民保護法第61条で規定されている項目)

- ☐ 避難方法に関する事項
- ☐ 避難住民の誘導に関する事項
- ☐ 避難の実施に関する必要な事項

④ 避難実施要領に盛り込む事項(市町村国民保護モデル計画において列挙されている項目)

- ☐ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ☐ 避難先
- ☐ 一時集合場所及び集合方法
- ☐ 集合時間
- ☐ 集合に当たっての留意事項
- ☐ 避難の手段及び避難の経路
- ☐ 職員の配置等
- ☐ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ☐ 要避難地域における残留者の確認
- ☐ 避難誘導中の食料等の支援

- ☐ 避難住民の携行品、服装
- ☐ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

4 避難実施要領策定の際の考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下のとおりの点を考慮する。

- ① 避難の指示内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容の確認、被災状況の把握、自主的な避難状況の把握)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送業者等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整(県との役割分担、運送業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路の選定、県警察との避難経路に係る調整、自家用車等に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(職員の割当て(配置場所)、連絡手段の確保)
- ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 県対策本部との調整

5 様式例

避難実施要領に決められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すればよいものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目をパターンごとに様式として用意しておく。

III 避難実施要領のパターンについて

1 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、市内の地理的特性や施設によって異なる。

2 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭素菌やサリンの大量散布、④航空機による自爆テロ等が想定されている。

* 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。 ・ 船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。

緊急 対 処 事 態	弾道ミサイル攻撃		・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・ 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃		・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・ 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
	N B C 攻 撃	放射性物質等	・ 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・ 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
		生物剤による攻撃	・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・ 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
		化学剤による攻撃	・ 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃		・ 原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・ 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃		・ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃		・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

3 東御市における事態別避難実施要領のパターン

東御市の地域特性などから、東御市内において起こりうる事態に応じた避難実施要領のパターンを想定して、

- ①「弾道ミサイル攻撃」
- ②「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」
- ③「NBC攻撃」

の3パターンについて、避難実施要領のパターンを定めることとする。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令された場合、住民は屋内避難することが基本。
(できるだけコンクリート造等の堅牢な施設や建物に避難する。)
- ② 避難実施要領の内容はあらかじめ出される避難措置の指示及び避難の支持に基づき、弾道ミサイルは発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容になる。

《弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ》

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
対策本部長(警報発令、避難措置の指示) → 県知事(避難の指示) → 市長(避難実施要領の策定)

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときには、国の対策本部長がその都度警報を発令

ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。
なお、突発的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域外に避難させる。
その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることになる。
- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言等を踏まえて、避難の方法を決定する。
また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員等から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

《避難に比較的時間の余裕のある場合の対応》

「広域避難場所までの移動」～「広域避難場所からのバス等の運転手段を用いた移動」、といった手順を基本とする。

《昼間の突発的に事案が発生した場合の対応》

当初の段階では、各人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時いかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう啓発を行う。

パターン①-1 弾道ミサイル攻撃の場合（屋内避難）

避難実施要領	
長野県 東御市長	
月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 () :
発生場所	
事案の概要と被害状況	
実行の主体	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候 _____ 気温 _____℃ 風向 _____ 風速 _____m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域 : 一部地域 ()
避難先と避難誘導の方針	弾道ミサイルが発射され本市の区域が着弾予測地域に含まれる場合は、コミュニティFMラジオ、メール配信システムで伝達するとともに、消防サイレンを吹鳴させ警報を周知する。
	避難先は最寄りのコンクリート建物内とし、努めて堅ろうな施設とするが、屋内避難を基本とする。
	初弾の着弾以降も不要な外出は避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射の都度、警報が発令されることから、避難については初弾と同様に、コミュニティFMラジオ、メール配信システム、広報車等により即座に伝達する。
避難開始日時	平成 年 月 日 () :
避難完了予定日時	平成 年 月 日 () :

(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	警察・消防は、それぞれの車両により市民の警報の伝達と屋内避難の周知を図っていく。
連絡調整先	東御市役所本庁
3 事態の特性で留意すべき事項	
弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることから、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅ろうな建物や地下施設に避難する。 ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防機関、警察へ通報するよう市民に周知する。 NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。 ・ミサイル着弾地の周辺には一般の市民は、興味本位で近づかない。 ・避難にあたっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘着テープ等で目張りを行い、外気からの遮断に留意する。	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 不要な外出は避けて、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるようする。	
屋外にいる場合 近隣の堅牢な建物や地下街等の屋内に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	コミュニティFMラジオ、メール配信、公用車、消防団車両
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
東御市 総務部 総務課	電 話:0268-62-1111、本部設置後0268-63-1131
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX:0268-63-5431

パターン①-2 弾道ミサイル攻撃の場合（市域内及び市域外避難）

避難実施要領	
長野県 東御市長	
月	日 時 分現在
市域内及び市域外避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 () :
発生場所	
事案の概要と被害状況	
実行の主体	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候 _____ 気温 _____℃ 風向 _____ 風速 _____m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性(除染の必要性等)	
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数(単位:人)			
地区名	区	区	合計
避難者数(計)			
うち要配慮者数			
5 避難施設			
(1)避難施設			
避難先地域	区	区	区
避難施設名			
所在地			
収容可能人数(人)			
連絡先(電話等)			
連絡担当者			
(2)一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先(電話等)			
連絡担当者			
6 避難手段			
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他()		
輸送手段の詳細	種類(車種等)		
	台数		
	輸送可能人数		
	連絡先		
輸送力の配分の考え方			
その他輸送手段	要配慮者	自立歩行が困難な高齢者には市の車両による搬送も考慮する。	
	その他(入院患者等)	要避難地域内の医療機関入院患者等は救急車による搬送を行う。	

7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認	警察 ・ その他 ()		
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認	警察 ・ その他 ()		
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
(1)避難(輸送)方法				
地区		区	区	区
一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他			
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他			
要配慮者等の 避難方法	誘導の実施単位			
	要配慮者への支援事項			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			

(2)職員の配置方法	
配置場所	
人数	
現地調整所	
(3)残留者の確認方法	
確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	
(4)避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
食事の種類	
実施担当部署	
(5)追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、コミュニティFMラジオ、広報車等	

9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は、留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日常品、非常持ち出し品等を携行する。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報するよう促す。
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
住民は恐怖心や不安感の中での避難を行うこととなるため、職員は沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。作業服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	コミュニティFMラジオ、メール配信、公用車、消防団車両
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
東御市 総務部 総務課	電 話:0268-62-1111、本部設置後0268-63-1131
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX:0268-63-5431

パターン②-1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

避難実施要領	
長野県 東御市長	
月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 () :
発生場所	
事案の概要と被害状況	
実行の主体	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候 _____ 気温 _____℃ 風向 _____ 風速 _____m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域 : 一部地域 ()
避難先と避難誘導の方針	Jアラートにより、コミュニティFMラジオ及びメール配信システムで自動伝達が行われる。 テログループの行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外に移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に非難させる。 テログループによる攻撃が、当該地域において一時的または最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官や自衛官からの情報をもとに、屋内避難または移動による避難をさせることがある。 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。

避難開始日時	平成 年 月 日 () :
避難完了予定日時	平成 年 月 日 () :
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	警察・消防は、それぞれの車両により市民の警報の伝達と屋内避難の周知を図っていく。
連絡調整先	東御市役所本庁
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが重要である。
地域の特性	
時期による特性	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 不要な外出は避けて、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるようする。	
屋外にいる場合 近隣の堅牢な建物等の屋内に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	コミュニティFMラジオ、メール配信、公用車、消防団車両
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
東御市 総務部 総務課	電 話:0268-62-1111、本部設置後0268-63-1131
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX:0268-63-5431

パターン②-2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（市町村域内避難）

避難実施要領	
長野県 東御市長	
月 日 時 分現在	
市町村域内避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 () :
発生場所	
事案の概要と被害状況	
実行の主体	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候 _____ 気温 _____℃ 風向 _____ 風速 _____m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	警察・自衛隊は武装グループの鎮圧と住民の安全確保を行う。 消防は安全な地域で周辺の住民の誘導及び屋内避難を呼びかけを行う。 警察、消防はNBCの検査活動を行い、立入禁止・警戒区域等の設定を行う。
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数(単位:人)			
地区名	区	区	合計
避難者数(計)			
うち要配慮者数			
5 避難施設			
(1)避難施設			
避難先地域	区	区	区
避難施設名			
所在地			
収容可能人数(人)			
連絡先(電話等)			
連絡担当者			
(2)一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先(電話等)			
連絡担当者			
6 避難手段			
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他()		
輸送手段の詳細	種類(車種等)		
	台数		
	輸送可能人数		
	連絡先		
輸送力の配分の考え方			
その他輸送手段	要配慮者	自立歩行が困難な高齢者には市の車両による搬送も考慮する。	
	その他(入院患者等)	要避難地域内の医療機関入院患者等は救急車による搬送を行う。	

7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認	警察 ・ その他 ()		
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認	警察 ・ その他 ()		
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
(1)避難(輸送)方法				
地区		区	区	区
一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他			
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他			
要配慮者等の 避難方法	誘導の実施単位			
	要配慮者への支援事項			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			

(2)職員の配置方法	
配置場所	
人数	
現地調整所	
(3)残留者の確認方法	
確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	
(4)避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
食事の種類	
実施担当部署	
(5)追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 不要な外出は避けて、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるようする。	
屋外にいる場合	
近隣の堅牢な建物や地下街等の屋内に避難する。 近隣で不審者を発見したら、早急に警察等に連絡しその場から離れる。	

10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(安心・安全確保・服装等)	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	コミュニティFMラジオ、メール配信、公用車、消防団車両
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
東御市 総務部 総務課	電 話:0268-62-1111、本部設置後0268-63-1131
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX:0268-63-5431

パターン③ NBC攻撃の場合（市町村域外避難）

避 難 実 施 要 領		
		長野県 東御市長
		月 日 時 分現在
屋内避難		
1 警報の内容		
2 避難指示		
市は、要避難地域の住民約 人に対して、特に爆発周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 地域の住民は屋内への避難を行うよう伝達する。 当該地域の住民に対しては、コミュニティFMラジオやメール配信により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達させる。また、防護機器を有する警察、自衛隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。 *化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため外気から密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。		
3 避難の方法に関する事項		
要避難地域	地区	地区
避難者数(計)		
うち要配慮者数		
避難先地域		
一時集合場所および集合場所		
集合時間		
避難経路		
避難手段		
避難開始日時		
4 避難の実施に関し必要な事項		
避難施設	名称	
	所在地	
	連絡先	

避難に当たっての留意事項	① 住民に対しては、屋内では窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、出来るだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。 また2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
	② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密封するとともに、手、顔及び体を石鹸でよく洗うように促す。
	③ コミュニティFMラジオやメール配信、ラジオ、テレビなどによる情報の入手に勤めるよう促す。
	* NBCによる汚染状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。
追加情報の伝達方法	避難誘導員による連絡、コミュニティFMラジオ、メール配信、広報車等
5 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所・人数	市職員を現地調整所に派遣し、現場で活動する関係機関との情報共有及び連絡調整を実施 * 防護衣を着用せずに移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は防災行政無線や電話等による。
職員間の連絡方法	伝達先一覧表による。
要避難者の避難誘導方針	災害時避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
残留者の確認方法	防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
6 緊急時の連絡手段	
東御市 総務部 総務課	電 話:0268-62-1111、本部設置後0268-63-1131
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX:0268-63-5431